

## 入札のお知らせ

秋田市北部市民サービスセンターおよび北部地域コミュニティセンター等に飲料水自動販売機を設置し運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

令和7年12月8日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 入札に関する事項

(1)入札名	秋田市北部市民サービスセンターおよび北部地域コミュニティセンター等自動販売機設置場所貸付			
(2)貸付場所 お よ び 最 低 落 札 價 格	物件番号	貸付場所 台数	貸付面積	予定価格(税抜) ※最低落札価格
	北部1	秋田市北部市民サービスセンター 1階自動販売機コーナー 1台	各1.21m <sup>2</sup> 程度	150,500円
	北部2	秋田市北部市民サービスセンター 1階自動販売機コーナー 1台		209,200円
	北部3	秋田市北部市民サービスセンター 2階談話室 1台		62,500円
	南部4	秋田市北部市民サービスセンター 2階談話室 1台		62,500円
	北部5	秋田市北部市民サービスセンター 2階談話室 1台		62,500円
	北部6	秋田市飯島地区コミュニティセンター 玄関ホール 1台		136,400円
	北部7	秋田市寺内地区コミュニティセンター 1階廊下器具庫脇 1台		25,800円
	北部8	秋田市外旭川地区コミュニティセンター 玄関内 1台		22,800円

	北部9	秋田市将軍野地区コミュニティセンター 玄関脇 1台		16,000円
	北部10	秋田市港北地区コミュニティセンター 1階ロビー 1台		22,000円
	北部11	秋田市下新城地区コミュニティセンター 廊下 1台		4,700円
	北部12	秋田市下新城交流センター 1階ロビー 1台		8,600円
	北部13	秋田市上新城地区コミュニティセンター 廊下 1台		3,100円
	北部14	秋田市金足地区コミュニティセンター 玄関脇 1台		11,100円
	北部15	秋田市土崎みなと歴史伝承館 アプローチ 1台		18,400円
(3)貸付期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで			
(4)入札参加要件	① 法人にあっては、秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては、秋田市内で営業を営んでいること。 ② 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営する3年以上の経験を有し、過去2年間に国（特殊法人等を含む）、県、市又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 ④ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑤ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しない者であることならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。 ⑥ 市税の滞納がないこと。			
(5)入札参加申込み				
受付期間	令和7年12月8日（月）から令和8年1月9日（金）まで (土曜・日曜・祝日および年末・年始【12月29日(月)から1月3日(土)】			

	を除く毎日、午前9時から午後5時まで)
受付場所	秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター 総務担当
(6)指名(非指名)通知	令和8年1月16日(金)までにファクシミリで通知
(7)入札	
日 時	令和8年1月23日(金)午後3時10分 「他の入札の進捗状況により、開始時間が早まる場合がありますので、お早めのご来場をお願いします。」
場 所	秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター3階 大会議室
入 札 保証金	免除(秋田市財務規則第109条第1項第2号による)
(8)契 約 日	入札日から7日以内に契約
(9)設置場所 の 確 認	設置場所を確認する場合は、午前9時から午後5時までの間に、施設担当者の承諾を得て行うこと。

## 2 注意事項

### (1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、令和8年1月9日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

#### ア 入札参加申込書

イ 法人にあっては法人登記簿(履歴事項全部証明書)の写し、個人にあっては住民票の写し

ウ 納税証明書(市税に未納がない旨を証する完納証明書。直近年度のものに限る。)※秋田市役所市民税課で発行したもの。写しでも可。

エ 誓約書(令和5年度および令和6年度における実績を確認できる契約書等の写し添付)

オ アおよびエの様式については、秋田市ホームページ(ページ番号:1049219)から入手すること。

カ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

キ 各証明書等については、いずれも発行後3ヶ月以内のものを提出すること。

(2) 指名および非指名の通知について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知する。
- イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。
- ウ 指名通知および非指名通知は、ファクシミリで行う。

(3) 入札について

- ア 秋田市財務規則を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 落札者は予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とする。

(4) その他

- ア 入札、契約上の条件等については、「秋田市市民サービスセンター自動販売機設置事業者募集要項（北部地域）」を確認すること。

3 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市北部市民サービスセンター 総務担当

電話 018-845-2261